

島根県特別職報酬等審議会（令和7年5月23日）の概要

- 第1回審議会（令和7年4月15日）における議論を踏まえ、事務局から2つの改定案を提示。

案1「一般職の部長級の給与改定率（+0.7％）を元に報酬等を改定する案」

案2「一般職全体の平均給与改定率（+2.65％）を元に報酬等を改定する案」

- 委員の意見が分かれたため、島根県特別職報酬等審議会の組織、運営等に関する規則第4条第3項の規定に基づき採決を行った結果、「一般職の部長級の給与改定率（+0.7％）を元に報酬等を改定する案」により答申を行うことに決定。
- 少数意見についても、答申の付帯意見として知事に伝達する。
- 改定の時期については、令和7年8月1日とする。